

事連絡務  
令和2年10月5日

居宅介護支援事業所 各位  
地域包括支援センター 各位

綾部市福祉保健部高齢者支援課長

### 介護保険住宅改修の支給対象について

日頃は、綾部市政とりわけ介護保険行政の推進につきまして、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、介護保険住宅改修の「段差の解消」並びに「滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」を行う場合の支給対象等について、下記のとおりの取り扱いとしておりますので、ご承知ください。

なお、従前より口頭でお伝えしていたものを改めて文書にてお知らせするものです。

#### 記

##### 1. 支給対象について

- ・段差解消や滑り防止のために「畳をフローリングに変更」や「滑りにくい素材に変更」される場合、本人又は介護者の活動線として必要な部分についてのみ介護保険の支給対象とします。(工事費を面積按分)
- ・活動線として必要な部分には、ベッド、タンス、冷蔵庫や食器棚など日常生活において大型で動かすことがない家具類等の敷かれた面積部分は含みません。

##### 2. 確認事項について

- ・事前申請の段階で理由書作成者は、改修後の「大型家具等の設置の有無」を確認し、設置される場合は「面積」を図面に記入してください。
- ・大型家具等の大きさは、実測して理由書に添付する面図に記入してください。
- ・レンタルベッドなどカタログのコピーを添付の場合実測は不要です。
- ・面積按分を必要とする場合は、施工面積全体も必ず実測してください。

### 3. 支給対象額の算定方法について

工事費を面積按分して、支給対象額を算定する。

(例)

- ・ 10 m<sup>2</sup>の台所のシステムキッチン以外の床全面を滑りにくい素材に張り替え、1 m<sup>2</sup>の冷蔵庫と2 m<sup>2</sup>の食器棚を置く場合

⇒工事費 × 10 分の 7 が支給対象

### 4. その他

- ・ 見積書・領収書は支給対象外の部分の金額も含めた面積按分前の工事全体に係るものを提出してください。
- ・ 別添の「住宅改修Q & A集」には面積按分の例を掲載しているので、参考にしてください。

《問い合わせ先》

綾部市役所

高齢者支援課 介護保険担当

電話 0773-42-4261（直通）